独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等との 業務実施契約(単独型)に基づき実施する予定の案件を公示します。 これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上 で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成 願います。

なお、公示に関する照会は調達部(Tel:03-5226-6612,6613)あてにお願いし ます。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事の小寺

# . 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構 の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人(法人に所属する個人を含む。)の合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付(機構本部1F)(〒102-8012 東京都千代田区二番 5番地25 二番町センタービル)へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の(1)~(3)の書類(すべて原本が 町5番地25 二番町センタービル)へ、簡易プロボーザル及び見積書とともに以下の(1)~(3)の書類(すべて原本が必要。コピーは不可。)を提出(郵送又は持参にて必着)していただく必要があります。 (1)住民票又は住民票記載事項証明書(海外在住の場合は、在留証明書) 平成15年10月以降(機構発足後)に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍

謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は 戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

(2)納税関係書類

- 1)納税証明書「その3の2」(未納額がない証明書:税務署発行のもの) ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。
- 2)住民税納税証明書(区市町村発行のもの)
- 注1)各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わ せ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額 がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。
- 注2)以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。
  - a.当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方(ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場
  - 合は、再度提出が必要です。) b.過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方(ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願いま す。)

  - c.被扶養者等納税義務のない方(ただし、非課税証明書を提出願います。) d.現在海外に居住している方(ただし、在留証明書を提出願います。)
- (3)消費税課税事業者届出書の控

消費稅課稅対象者は、上記の納稅関係書類に加え、2年以内の稅務署受付印のある消費稅課稅事業者届出書の控を提出 してください。

この他、 所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロ ポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書(写)の提示をお願いします。

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロボーザル作成要領」を十分参照願います。

プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html) を参照してください(ハードコピーでの 販売・配布は行っておりません)。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホー

- ムページ(同上)を参照願います。 (1)簡易プロポーザルの提出の頭紙
- (2)簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

(3) 見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3.プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限(時刻)までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限(時刻)必着とします。

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契

本公示により、フロホーリルを提出するコン・ルノン・子に切りては、このない、同人、同人、同人、同人、同人、同人、 約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。 また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の 上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、 プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html)また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\_0701.html) 下記(1)に該当する場合は

(1)公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営につい て、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

# (2)公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を 公表します。

- ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ、契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- 工.一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

5 . プロポーザルの無効】 提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご留意ください。

- (1)提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2)提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3)同一提案者(コンサルタント企業等)から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出 されたとき
- (4)プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていな いとき
- (5) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年細則(調)第42号)に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。)
- (6)虚偽の内容が記載されているとき
- (7)前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

## 【6.業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

- (1)既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません(ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません)。 (2)プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできま
- せん。
- (3)業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約(単独型)案件に応募し、 選定結果が未通知である業 務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7.その他】 (1)登録制度は廃止いたしましたが、当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただい ている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致しま

す 。 詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しており

- こととします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼン テーションを実施いただけないこともあります(その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。)ので、ご 承知おきください。
- (4)航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスグラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしてい ますので、支給の対象とはなりません。

(5) 先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際に は最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結 となりますので、予めご承知おき願います。

番号: 10 国名:パキスタン 担当:パキスタン事務所

案件名:投資環境整備アドバイザー業務(II)

1 今回契約予定のコンサルタント

投資環境整備 2号

2 契約予定期間: 全体 2013年8月下旬から2014年9月下旬まで

準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 国内作業 第3次派遣 整理期間 M/M7 105 5 98 5 91 5 10.90

(現地:9.80M/M、国内:1.10M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル:正1部写4部

見積書:正1部写1部

提出期限:7月10日(12時まで) 提出場所:調達部受付(JICA本部1F)

## 4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア業務方針の的確性6イ業務方法の整合性、現実性等12

ウ 当該業務実施上のバックアップ体制

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項:投資環境整備

(ア) 類似業務の経験 40 (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8

(1) 語学力 16

(I) その他 学位、資格等 16

(計100点)

2

5 記載時留意事項

語学の種類:英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域:パキスタン/全途上国

類似業務:外国直接投資促進に係る各種業務

## 6 条件

補強:認めない。

参加資格のない社等:特になし。

## 7 業務の背景と目的

パキスタン国(以下「パ」国)では、経常収支赤字の抑制及び貿易収支の改善が緊急の課題である。パキスタン中央銀行(SBP)によれば、2011年度経常収支は2億1400万ドルの黒字であったが、2012年度で46億3500万ドルの赤字に転落し、2013年は2月時点で5億9600万ドルの赤字である。2012年度貿易収支は157億6500万ドルの赤字であり、2011年度と比較して約50%悪化した。

また、外国直接投資(以下、FDI)は2011年度に落ち込んだものの、2012年度に入り上昇に転じた。しかしその7割は通信、金融、石油・ガス分野に対するものであり、FDIに占める製造業の比率は1割程度である。また、2012年度のFDIにおいて我が国の占めるシェアは1.5%、第17位であった。投資誘致政策について「パ」国投資庁(Board of Investment: BOI)は、起業・事業コストの減少、許認可プロセスのワンウィンドウ化、経済特区策定、通商・産業・金融方針の一元化を目標としているが、実施面を中心とした改善が必要な状況にある。

「パ」国政府はこれまでもFDIの促進を進めてきたが、特に日系企業の誘致を積極的に推進するべく、JICAに対し、BOI(以下C/P機関)への専門家派遣の要請を行った。これを受けてJICAはC/P機関に対し、FDI促進のための投資環境整備政策における課題分析、及び日系企業の投資促進に係る指導・助言を目的として、2010年5月から2013年5月まで、投資環境整備アドバイザー(I)を派遣した。

同専門家の活動により、「パ」国の投資政策および戦略に係る課題分析、「パ」国の投資政策および戦略に係る関連法の検証、「パ」国向け投資に関心を有する日系企業を対象とした投資促進セミナーの開催等については既に実施された。しかし、抽出された課題を解決し、日系企業のさらなる誘致を促進するために、C/P機関からJICAに対し、引き続き高度な知見を有するアドバイザーによる支援が必要との要請がなされた。

本案件は、投資環境整備アドバイザー(II)を派遣することにより、これまでに抽出・分析・整理された課題の解決をC/P機関とともに実行していくこと、さらに政策および戦略に係る新たな課題を分析し、C/P機関とともに中長期的なアクションプランを作成することを通じて、C/P機関の政策実施能力を強化し、日系企業の投資促進が図られることを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、C/P機関を通じた「パ」国の投資環境整備政策の実施支援およびC/P機関職員の政策実施能力の強化を目的として、 C/P機関及びその他関係機関によるFDI促進のための課題対応策の立案および実施に係る支援、 特に日系企業の投資促進に係る課題対応策の立案および実施に係る支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [投資環境整備]

- (1) 国内準備期間(2013年8月下旬)
  - ア 国内で入手可能な情報の収集、整理を行い、「パ」国の投資環境に係る現状及び政策に関する分析を行う。
  - イ 業務全体の業務計画書(和文、英文)を作成し、JICA南アジア部へ提出する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2013年9月上旬~2013年12月上旬)
  - ア 現地業務開始時にC/P機関及びJICAパキスタン事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。
  - イ 投資環境整備アドバイザー(I)の支援によって抽出された「パ」国の投資環境整備政策における以下項目に係る課題解決のため、それぞれの課題に関しC/P機関とともに関連機関を含む実施体制を確立するとともに、役割分担を明確にした実行スケジュールを確定する。
    - (ア) 輸出加工区、工業地区におけるインフラ整備、制度改善および治安対策。
    - (イ) 経済特区制度の詳細法規策定および投資家へのプロモーション資料作成を含む投資恩典制度の整備と改善
    - (ウ) 関連法制度の検証および改善。
    - (I) 関連税制の検証および改善。
    - (1) C/P機関による外国直接投資のためのワンストップサービス機能の策定。
  - ウ 日系企業の直接投資促進に係る課題解決のため、C/P機関とともに関連機関を含む実施体制を確立するとともに、以下項目について役割分担を明確にした実行スケジュールを作成する。
    - (ア) 日系企業が主に進出しているカラチ市を対象とした投資環境整備ニーズ調査(投資政策制度改善および 産業インフラ整備)及びニーズに対する解決策の策定・実施。
    - (イ) 日系商工会を対象とする「パ」国への直接投資に対するニーズ、関心、要望・懸念事項の調査及び解決策の策定・実施。
    - (ウ) 日系商工会および個別日系企業の経済活動に関する課題の調査及び解決策の策定・実施。
    - (I) 「パ」国向け投資に関心を有する日系企業を対象とする全体および個別投資促進の実施。
  - エ 活動成果を取りまとめ、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出・報告する。
- (3) 第1次国内作業期間(2013年12月中旬)
  - ア 上記の業務結果を踏まえ、「パ」国向け投資に関心を有する国内の関連企業・団体等と情報交換を行う。
  - イ JICA南アジア部に業務の進捗状況を報告する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2014年1月中旬~2014年4月下旬)
  - ア 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICAパキスタン事務所及びC/P機関に提出し、承認を得る。
  - イ 第1次国内作業期間の活動内容をJICAパキスタン事務所及びC/P機関に報告する。
  - ウ 「パ」国の投資環境整備政策における以下項目にかかる課題解決のため、第1次現地派遣時にそれぞれの課題に関し作成された実行スケジュールに従い、C/P機関とともに活動を実施するとともに、今後の改善に向けた提言を作成する。
    - (ア) 輸出加工区、工業地区におけるインフラ整備、制度改善および治安対策。
    - (イ) 経済特区制度の詳細法規策定および投資家へのプロモーション資料作成を含む投資恩典制度の整備と改善。
    - (ウ) 関連法制度の検証および改善。
    - (I) 関連税制の検証および改善。
    - (オ) C/P機関による外国直接投資のためのワンストップサービス機能の策定。
  - エ 日系企業の直接投資促進に係る課題解決のため、第1次現地派遣時にそれぞれの課題に関し作成された実行 スケジュールに従い、C/P機関とともに活動を実施するとともに、今後の改善に向けた提言を作成する。
    - (ア) 日系企業が主に進出しているカラチ市を対象とした投資環境整備ニーズ調査(投資政策制度改善および 産業インフラ整備)及びニーズに対する解決策の策定・実施。
    - (イ) 日系商工会を対象とする「パ」国への直接投資に対するニーズ、関心、要望・懸念事項の調査及び解決 策の策定・実施。
    - (ウ) 日系商工会および個別日系企業の経済活動に関する課題の調査及び解決策の策定・実施。
    - (I) 「パ」国向け投資に関心を有する日系企業を対象とする全体および個別投資促進の実施。
  - オ 活動成果を取りまとめ、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出・報告する。
- (5) 第2次国内作業期間(2014年5月下旬)
  - ア 上記の業務結果を踏まえ、「パ」国向け投資に関心を有する国内の関連企業・団体等と情報交換を行う。
  - イ JICA南アジア部に業務の進捗状況を報告する。
- (6) 第3次現地派遣期間(2014年6月上旬~2014年8月下旬)
  - ア 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICAパキスタン事務所及びC/P機関に提出し、承認を得る。

- イ 第2次国内作業期間の活動内容をJICAパキスタン事務所及びC/P機関に報告する。
- ウ 外国直接投資政策および戦略に関し、主に以下の項目について、第2次現地派遣期間で作成された各種提言を踏まえるとともに、当該期間までに抽出された新たな課題について分析し、その解決のための短期・中期・ 長期的なアクションプランをC/P機関とともに作成する。
  - (ア) 輸出加工区、工業地区におけるインフラ、制度および治安。
  - (イ) 投資恩典制度と投資家へのプロモーション。
  - (ウ) 関連法制度との整合および整理。
  - (I) 関連税制との整合および整理。
  - (1) 外国直接投資のためのワンストップサービス窓口の実施。
  - (カ) 日系企業の直接投資促進。
- エ これまでの活動や提言をC/P機関とともに総括し、C/P機関および関連機関を対象とした外国直接投資促進にかかるセミナーを開催する。
- オ 活動成果を取りまとめ、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出・報告する。
- (7) 帰国後整理期間(2014年9月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA南アジア部に提出・報告する。

### 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1)業務計画書

和文・英文3部 (JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所、C/P機関)

(2)現地業務結果報告書

英文3部 (JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所、C/P機関)

(3)専門家業務完了報告書

和文2部(JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

### 10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

主な業務対象地域はイスラマバードおよびカラチを想定している。

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/index\_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路:日本-イスラマバード(カラチへの交通費見積は不要)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA南アジア部南アジア第二課(03-5226-8689)にて閲覧できます。

- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに 全業務期間分一括して作成すること。